

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市水道事業経営審議会設置条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行い、市長に答申する。

- (1) 宇治市地域水道ビジョン及び事業実施計画に関すること。
- (2) 水道事業の経営全般に関すること。
- (3) その他水道事業の運営に関すること。

(委員)

第3条 委員は、再任されることができる。

2 委員は、必要に応じて公募することができる。

(会議)

第4条 委員の代理出席は認められない。

(部会)

第5条 条例第7条に規定する部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会構成員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、部会の協議概要を審議会に報告する。

(開催会議の事前公表)

第6条 審議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊

急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第7条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第8条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第9条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から20名程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定められるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑、または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。

- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第13条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、会議を公開にしない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 傍聴人がこの要項に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第16条 審議会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第17条 審議会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができます。

- (1) 非公開情報に関し、審議等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、

非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第18条 審議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(委任)

第19条 この要項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議決を経て会長が定める。